

公立大学法人京都市立芸術大学中期計画（平成24年度～29年度）

18歳人口の減少や大学数の増加により、いわゆる大学全入時代を迎え、これまで以上に大学の存在意義が問われる時代になりつつある。

このような中で、本学が永年の取組を継承しつつ、特色ある大学として発展していくためには、教育研究や地域貢献といった点でより魅力ある大学になるとともに、効果的で効率的な大学運営を図る必要がある。

これを実現するため、本学においては、24年度から、意思決定が早く、柔軟で自由度が高い大学運営が可能となる「公立大学法人」への移行、つまり、公立大学法人化をひとつの手段として、大学改革を推進していくこととした。大学改革の推進に当たっては、設立団体である京都市から示された「中期目標」を実現するための具体的計画である「中期計画」を別記のとおり取りまとめ、これを基に、京都市等と連携し、教育研究の充実、創造的な人材の育成、教育研究成果の公開・発信に取り組み、公立大学としての役割を果たしつつ、芸術文化の国際的な中心地であり続ける京都の文化的な創造力をより高め、市民に愛され、市民が誇りに思う大学になることを目指す。その際、大学を取り巻く状況や学生のニーズを踏まえ、とりわけ、「中期計画」に掲げる以下の六つの項目について重点を置くこととする。

① 「日本音楽研究専攻（仮称）」の設置

教育研究の多様化、高度化に対応するため、大学院音楽研究科と研究機関である日本伝統音楽研究センターが協力して、大学院音楽研究科修士課程に「日本音楽研究専攻（仮称）」を早期に設置する。

※ 第1-1-(1)-イ-（ウ）参照

② 「京都芸大キャリアアップセンター（仮称）」の設立

在学生のみならず卒業生も対象に、一人ひとりの状況に応じた長期的支援を行うため、就職支援や芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組を行う「京都芸大キャリアアップセンター（仮称）」を設立する。

※ 第1-1-(4)-ア 参照

③ 「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の構想

新たな芸術文化の創造と発信等に向け、現在の学内の図書館・資料館、保存修復専攻、展示スペースの総合的な再編を視野に入れつつ、美術学部、音楽学部、日本伝統音楽研究センター、芸術資料館が持つコンテンツとノウハウを集約し、更に音楽図書、楽器コレクションを加えた「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の構想を取りまとめる。

※ 第1-3-(2)-ア 参照

④ 作品展，演奏会，公開講座等の充実

京都芸大の教育研究活動を市民に積極的に還元し，迅速かつ有効に発信するため，これまでから開催している作品展，演奏会及び公開講座・セミナーを充実する。

※ 第1-3-(2)-イ 参照

⑤ 広報機能の強化

京都芸大をより身近に感じてもらえる効果的な広報を行うため，京都芸大における教育，研究等に関する様々な情報を最大限活用し，広報機能を強化する。

※ 第4-2-(1) 参照

⑥ キャンパス移転検討と整備構想の策定

施設整備のあり方について，京都芸大の施設が抱えている様々な課題を改善し，大学に期待される役割を十分果たしていくため，キャンパスの市内中心部への全面移転を基本に検討し，整備構想を策定する。

※ 第5-1 参照

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育の充実

少人数教育の利点を生かし、学びの質を高め、学びの幅を広げるために、以下の取組を行う。

(ア) 美術学部・大学院美術研究科

a 美術学部

(a) 専門性と横断性を両立させた教育の充実

高度な専門性と柔軟な横断性の両立という教育理念の基軸に沿って、他大学の教員との交流等により、専門教育の充実を図るとともに、本学独自の領域横断型教育の要である総合基礎課程については実技教員が中心であったものに学科教員の更なる参画を検討すること、テーマ演習科目については学科教員が中心であったものに学生及び実技教員によるテーマ設定を可能にすること等により、教育課程の内容を多様化し、充実する。

(b) 創作意識の深化・拡張

専門教育においては、研究計画と批評会等に基づくチュートリアル・システム¹を核として、学生の個性を尊重した緻密な指導を行うとともに、多様な発表の場を確保することにより、社会と結びつけた創作意識の深化・拡張に努める。

また、それに関わるアートマネジメント科目について、美術館職員や学芸員、画廊経営者等による講座を開講するなど、充実する。

(c) 継承と創造が融合した教育の実施

文化の継承と創造の融合という教育理念の基軸に沿って、歴史文化都市・京都の人的・文化的資源を活用し、伝統的な芸術文化の研究・継承と新たな芸術の創造・発信を結びつける教育を実施する。

(d) 学科教育の改善

実技教育と学科教育の連携という教育理念の基軸に沿って、国際的視野に立った幅広い思考力・コミュニケーション能力を育成するため、実技教育との有機的な連関のもと、本学独自の学科教育のあり方を再検討し、その改善と充実を図る。

b 大学院美術研究科

(a) 修士課程における定員の増員等の充実

公立大学としての京都芸大が持つ高等専門教育研究における中核的な役割を踏まえ、修士課程における定員の増員、専攻分野の見直し等を行う。

(b) 博士課程における高度な教育・研究のための科目内容等の改善

博士課程においては、実技系博士課程にふさわしい高度な教育・研究を行うため、科目内容、指導体制、評価基準、運営体制等について、時代の変化や学生のニーズにも対応した見直しを行い、これを踏まえた改善を図る。

(イ) 音楽学部・大学院音楽研究科

a 音楽学部

(a) 少人数教育を堅持した専門教育の推進

個性と創造性を尊重するため、教員と学生相互の親密で豊かなコミュニケーションの中で行われる個人レッスンなど、少人数教育を堅持した専門教育を押し進める。

(b) 幅広い教養を併せ持つ専門家の育成

社会の多様なニーズや国際化に対応するため、幅広い教養を併せ持つ専門家を育成のための語学教育・教養教育を押し進める。

(c) 実践を重視した教育の充実

コンサート等の体験的創作・演奏活動を通して、実践を重視した教育の充実を図り、新たな時代の表現様式を開拓する。

(d) 芸術大学の特性を生かした学術研究の実施

音楽学専攻においては、演奏や作曲等との連携など、芸術大学に設置された専攻であることの特性を生かした音楽に関する様々な学術研究を幅広く行う。

(e) アートマネジメント科目の充実

教育研究の成果を社会に発信し得る人材を育成するため、アートマネジメント科目について、キャリアマネジメントに関する授業を開講するなど、内容を多様化し、充実する。

b 大学院音楽研究科

(a) 修士課程における実践を重視した高度な専門的教育研究の推進

修士課程においては、音楽の専門的知識を生かして社会で幅広く活躍し得る優れた音楽家や音楽研究者を育成するため、学部同様個人レッスンなど、少人数教育を堅持し、学内外の演奏会への参加をはじめとした交流を通して、実践を重視した高度な専門的教育研究を押し進める。

(b) 博士課程における高度な研究の実施

博士課程においては、演奏を伴う教育研究など、実技系の博士課程を有する教育研究機関にふさわしい高度かつ幅広い教育研究を行う。

イ 学科・専攻の設置・充実

教育研究の多様化や社会的な要請に応えるため、以下のように学科・専攻の設置・充実に取り組む。

(ア) 美術学部

デザイン科の体制を充実し、日本の「ものづくり、まちづくり」文化の発展にこれまで以上に寄与する。

(イ) 音楽学部・音楽研究科

学生定員の増員など、既存の専攻の充実を目指すとともに、新たな専攻の設置を検討する。

(ウ) 音楽研究科・日本伝統音楽研究センター

教育研究の多様化、高度化に対応するため、音楽研究科と日本伝統音楽研究センターが協力して「日本音楽研究専攻（仮称）」を早期に設置する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア より優秀な学生の入学を促すための取組

(ア) 広報の充実

京都芸大における教育研究の特性や成果及び優れた作家、デザイナー、演奏家、研究者、教育者、経営者等の卒業生の活躍並びに学生の作品、演奏会等をホームページや大学概要、「芸大通信」に掲載するなど、これまで以上に広く、効果的に広報し、優秀な学生の確保に努める。

(イ) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の明確化

アドミッション・ポリシーを24年度中に明確に定め、学生募集要項等を通じて受験生に周知する。

(ウ) 入学者選抜方法の多様化

a 推薦入試制度

(a) 美術学部

多様な才能の発掘に向け、学科ごとに推薦入試制度の導入について検討する。

(b) 音楽学部

音楽学専攻において推薦入試制度の導入を目指すとともに、その他の専攻においては導入の可否を検討する。

b 飛び級入学制度^{*2}

音楽学部において、専門的な技能に優れた学生の早い時期からの修学を促すため、専攻ごとに教育目的に適う飛び級入学制度について導入を検討する。

c 社会人入学制度

美術研究科において、多様な社会的経験により培われた能力を有する人材に広く門戸を開けるため、修士課程における社会人入学制度を検討する。

d 秋入学制度

入学時期を秋季とする「秋入学」について、大学の国際化への対応や学生の就職問題など、制度導入によるメリット・デメリットを分析のうえ、制度導入の可否について検討を進める。

イ 教育内容・方法の充実・改善

(ア) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）の明確化

カリキュラム・ポリシーを24年度中に定め、柔軟で系統的なカリキュラムを編成する。

(イ) シラバス（講義等の要旨）の改善

すべての学生に分かりやすく適切な記載となるように、学生アンケートの実施結果も踏まえ、非常勤講師も含めた全教員が常に検証し、改善を図る。

(ウ) 卒業認定・学位認定

a 成績評価基準の検証・改善

成績評価について、芸術の特性と少人数教育の利点を生かし、個々の学生の目標や到達度を複数の教員により総合的かつ適切に評価・判定する。

また、引き続き成績疑義質問制度を実施するとともに、成績評価基準について常に検証し、必要に応じて改善を行う。

- b **ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位認定に関する基本方針）の明確化**
ディプロマ・ポリシーを24年度中に定め、卒業時に到達すべき知識や能力を明確化する。

(エ) 大学コンソーシアム京都との連携

引き続き、単位互換制度において美術史等の芸術系科目を中心に多数の授業を提供するとともに、他大学における芸術系以外の分野への積極的な受講を推進することにより、大学コンソーシアム京都を活用した大学間交流と幅広い知識の習得支援を進める。

(オ) 体験型授業の充実

教員と学生が専攻を越えて自由にテーマを提案できる京都芸大独自のテーマ演習や演奏会企画など、多彩な体験型授業の取組を充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア FD（大学教員の教育能力を高めるための実践的方法）の取組の充実

FD委員会による研修等の取組に加え、関係機関や他大学との連携による指導教育方法の研究など、芸術教育の特性を踏まえたFDの取組を充実する。

イ 教職員の柔軟な配置等

本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため、教育内容、教育方法及びカリキュラム編成等に適切に対応できるよう、教職員の柔軟な配置等を行う。

ウ 教育研究に必要な運営体制・設備等の充実

(ア) 制作機材や楽器等の整備・充実

教育研究環境の向上のため、時代に即応した制作機材や楽器等を整備・充実する。

(イ) 教育研究のためのスペースの確保

機能の統合や使用できる近隣施設の状況の把握等により、教室、演奏室、アトリエ等の実習室など、教育研究のために必要なスペースを確保する。

(ウ) 学内情報インフラの充実

教育研究及び学内コミュニケーションの充実ため、情報スペースなど、学内情報インフラをより一層充実し、学生、教職員が日常的に利用できる環境の整備（メディアサポートセンター（仮称）の設立など）に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 「京都芸大キャリアアップセンター（仮称）」の設立

在学生のみならず卒業生も対象に、一人ひとりの状況に応じた長期的支援を行うため、専門スタッフを配置するなど体制を強化し、教職員と協働で学習支援、進路支援、就職支援及び芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組を行う「京都芸大キャリアアップセンター（仮称）」を設立する。

数値目標 卒業・修了生等のうち進路未定者の割合

19.34%（22年度）→10%（28年度）

イ オフィスアワー制度（学生からの質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯）等の実施

オフィスアワー制度等を利用し、学生へのきめ細やかな学習相談を行う。

ウ 福利厚生 の 充実

(ア) 学生 の 健康面 の サポート の 充実

学生アンケートを踏まえ、カウンセリング環境を整備するなど、学生への健康面のサポートを充実する。

(イ) 学生 食堂 の 充実 ・ 改善

学生食堂のメニューの改善や営業時間の延長など、引き続き学生アンケートを通して多様な学生の要望を把握し、これを踏まえて改善する。

(ウ) 学生 自治会 活動 へ の 支援

学生自治会が積極的に活動できるよう、活動スペースの確保など、条件整備等の支援を行う。

エ 奨学金 の 充実

学業の継続を支援するため、学費の支払が困難とされる学生に対して交付している奨学金について、財源の確保に努める。

オ 奨励金 制度 の 充実

学生の活動を支援するため、成績優秀者や優れた作品を制作した学生に交付している奨励金について、交付対象者の拡大や交付メニューの増加など、制度の充実に努める。

カ 音楽 学部 における 特待生 制度 の 検討

音楽学部において、優秀な学生に対して専門領域の能力向上のためのインセンティブを与える等の特待生制度を検討する。

2 研究 に関する 目標 を 達成 するための 措置

(1) 研究 水準 及び 研究 の 成果 等 に関する 目標 を 達成 するための 措置

ア 研究 活動 の 推進

学術的な研究はもとより、学生と教員が一体となった作品の制作、展示及び演奏を研究活動として推進し、その成果を様々な機会を通して社会に発信する。

イ 国際 的な 共同 研究 の 実施

国際的な芸術文化の拠点となることを目指し、アーティスト・イン・レジデンス事業や交流協定締結等を通して、国内外との共同研究に取り組む。

ウ 科学 研究 費 補助 金 等 の 活用

科学研究費補助金等の獲得に努め、これを活用した研究活動を推進する。

(2) 研究 実施 体制 等 に関する 目標 を 達成 するための 措置

ア 研究 体制 等 の 整備

(ア) 研究 サポート 体制 の 充実

質の高い充実した研究を進めるため、学内組織の構築や専門職員の配置など、研究のサポート体制の充実に努める。

(イ) サバティカル 制度 *3 等 の 検討 ・ 実施

サバティカル制度など、より一層研究に専念することが可能となる制度について検討し、実施する。

イ 研究費の充実

(ア) 個人研究費等の制度の確立

教員の研究資金の確保のため、個人研究費や研究促進費の制度や配分ルールを確立する。

(イ) 研究費等の確保・配分

多様なテーマでの教員の積極的な研究をより一層奨励するため、研究費、学長裁量による特別研究費及び在外研修費等を確保し、効果的に配分できるような枠組を構築する。

(ウ) 外部研究資金の獲得

企業や研究機関等からの共同研究費や科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 学外連携に関する目標を達成するための措置

ア 文化芸術機関との連携

京都市交響楽団、京都市美術館、京都芸術センターをはじめとして、広くオーケストラ、美術館等の文化芸術機関との相互連携のあり方等について、情報交換、意見交換の機会を設け、積極的な取組を展開する。

イ 「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業との連携

京都市の「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業と連携し、京都芸大を卒業した若手芸術家が、京都で活躍し続けられるよう、居住・制作・発表の場所を紹介する等の支援を行う。

ウ 大学等教育研究機関との連携

(ア) 産業技術研究所との共同研究

産業技術研究所と交流協定を締結して、工芸、デザイン、保存修復等に関する共同研究等に取り組む。

(イ) 大学コンソーシアム京都との連携

大学コンソーシアム京都と連携し、単位互換制度や教職員の研修、インターンシップ等の事業を効率的に実施する。

(ウ) 芸術系大学、他大学との連携

京都芸大が、芸術教育の振興と京都の文化芸術の裾野を広げる役割を果たすため、芸術系大学や他大学と連携し、作品展や演奏会等を実施する。

エ 教育委員会及び小・中・高等学校との連携

京都の文化芸術の裾野を広げるため、芸術系大学と京都市教育委員会において、芸術教育の充実と芸術を大切にする風土づくりをより一層アピールするとともに、教育委員会及び小・中・高等学校と連携し、芸術を志す人材の育成に向けた教育や講座等を開催する。

オ 産業界との連携

(ア) 地場産業界、伝統産業界等との連携

美術学部・美術研究科において、地場産業界、伝統産業界等のニーズの正確な把握や学生等の作品の商品化に向けた拠点づくりのため、引き続き、産業界との連携を進める。

(イ) 各種業界との情報交換・人的交流

伝統産業から先端産業までの各種業界のニーズと本学の教育研究の方向性とのマッチングを検討するため、デザイン分野の教員を中心に、各種業界との会合等の開催を通じて、情報交換や人的交流を図る。

カ 「学外連携共同研究室・工房（仮称）」の開設

美術における学外連携を推進するために、学外の諸機関と共通テーマの研究のミーティングや出向者を受け入れて研究を行うためのスペースである「学外連携共同研究室」と学外の諸機関との共同制作を行うスペースであり、かつ、その成果の展示や保存機能を有する「学外連携工房」について、大学の市内中心部への移転後の開設を目指す。

(2) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置

ア 「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の設立

現在の学内の図書館・資料館、保存修復専攻、展示スペースの総合的な再編を視野に入れつつ、美術学部、音楽学部、日本伝統音楽研究センター、芸術資料館が持つコンテンツとノウハウを集約し、更に音楽図書、楽器コレクションを加えた「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の構想を取りまとめ、設立を目指し、体系的な資料の保存と新たな芸術文化の創造と発信に取り組む。

イ 作品展、演奏会、公開講座等の開催

京都芸大の教育研究活動を市民に積極的に還元し、迅速かつ有効に発信するために、市民が広く芸術に親しめる作品展、演奏会及び公開講座・セミナーを開催する。

数値目標 作品展、演奏会、公開講座等の開催数

43事業（22年度）→60事業（29年度）

ウ 「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA（アクア）」の活性化

京都芸大サテライト施設「京都市立芸術大学ギャラリー @KCUA（アクア）」において、定例的に教員・学生・卒業生等の作品展、公開講座・セミナー等を開催することによって、教育研究の成果を還元するとともに、@KCUA が市民にとって、学生や芸術家等との交流の場として、文化芸術を身近に感じることができる開かれた大学の拠点となることを目指す。

数値目標 堀川御池ギャラリーにおける京都芸大関連の作品展等入場者数

16,400人（22年度）→20,000人（29年度）

エ 「@KCUA（アクア）カフェ（仮称）」の開設

書籍や映像、作品等を展示するためのギャラリーや、当該ギャラリーへの来場者が京都芸大の成果を気軽に楽しむための多目的スペースである「@KCUA（アクア）カフェ（仮称）」の開設を目指す。

オ 総合舞台芸術のあり方についての構想

音楽と美術等の集大成である総合舞台芸術のあり方について、関係諸機関と連携し、京都芸大の教育研究の成果を活用しながら、教育、研究、創造、上演等の角度から構想し、京都における総合舞台芸術の発展に貢献する。

カ リカレント教育^{*4}の強化

科目等履修制度・聴講生制度の活用の普及啓発をホームページの利用等により行うとともに、大学院修士課程における社会人受入れ方法の検討を行うなど、リカレント教育に関する取組を強化する。

キ 知的財産の在り方の研究

知的財産権の在り方や社会・市民への知的財産の提供の方策を研究する。

(3) 国際化の推進に関する目標を達成するための措置

ア 国際交流の充実

(ア) 海外の芸術大学等との交流連携の充実

英国王立美術大学やウィーン国立音楽大学をはじめ、これまで交流連携を進めてきた欧州を中心とする大学に加え、とりわけ近年目覚ましい成長を遂げつつあるアジア地域の芸術大学等との交流連携の充実を図る。

(イ) アーティスト・イン・レジデンス事業の実施

海外の芸術家や研究者等を迎えるに当たっては、滞在中に芸術を通して市民との交流を図るアーティスト・イン・レジデンス事業について、京都芸術センター等の関係機関と連携し、実施する。

(ウ) 交換留学生の派遣人員増加

交換留学生の派遣人員の増加のための方策や派遣期間の延長について検討し、実施する。

(エ) 留学生のサポート体制

意欲的な留学生の積極的な受け入れに向け、財団法人京都市国際交流協会等の関係機関と連携し、留学生の言語・生活・活動面でのサポート体制について検討する。

(オ) 音楽学部等における留学生受け入れの検討

音楽研究科・日本伝統音楽研究センターが設置を予定している日本音楽研究専攻（仮称）や音楽学部での留学生の受け入れを検討する。

イ 語学教育の充実

国際性豊かな芸術家育成に向けた在学生の留学支援や語学力向上のため、ネイティブスピーカーの教員の起用や美術学部と音楽学部の連携により、語学教育のより一層の充実を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 計画的かつ機動的な大学運営の推進

理事長のリーダーシップを支えるため、理事長を補佐する理事会等の役員執行体制を確立し、理事の役割分担の明確化や役員を補佐する委員会の設置など、計画的かつ機動的な大学運営を推進する。

(2) 意思決定が迅速かつ適正に行われる体制の確立

理事会、審議機関、教授会等の各機関が相互に連携した大学運営を行い、法人の意思決定が、迅速かつ適正に行われる体制を確立する。

(3) 教員と事務職員の協働による大学運営の実施

業務執行体制を強化するために、事務職員が必要に応じて委員会の構成員に加わるなど、教員と事務職員が協働して事業を企画・立案、実施できる体制を構築し、一体的な大学運営を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の改善・見直し

大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、京都芸大が目指すべき大学像を見据えながら、教育研究組織の編成や運営について、常に改善や見直しを行う。

(2) 評価結果を踏まえた教育研究組織の見直し

自己点検・評価、認証評価機関の評価結果、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の評価結果等を踏まえ、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟かつ多様な任用制度の導入

機動的な大学運営を図れるよう、教育研究・業務の特性等を踏まえ、客員教員、事務局におけるプロパー職員の採用など、柔軟かつ多様な教職員の任用制度を導入する。

数値目標 事務局におけるプロパー職員の比率 65%（29年度）

(2) 事務組織の充実

事務組織は、教育研究活動の充実と自主自律の機動的な大学運営の推進を図る重要な専門組織であり、この役割を果たすため、教育研究支援、企画広報、財務経営、入試、学生支援、国際交流等の機能を充実する。

(3) 中長期的な展望に立った事務職員の採用・育成

中長期的な展望に立ち、経営や教育研究の支援等に係る専門的な知識・能力を備えた事務職員の採用・育成等を行う。

(4) SD（事務職員の能力開発等の研修）の実施

大学運営を担うに十分な能力・適性を有する事務職員を養成するため、SDを実施する。

数値目標 事務職員の能力開発研修の実施回数 2回（毎年度）

(5) 人事評価方法の検討

教育研究活動の活性化を図るため、教職員の多様な活動や業績、意欲、努力等が公正、公平に評価され、モチベーションを高めることができる評価方法の確立に向けて検討する。

4 事務処理の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務手続や決裁権限等の見直し

事務処理の効率化・迅速化を進めるため、事務分担や決裁権限の委譲、決裁者の見直しを図る。

(2) 定型業務のアウトソーシング

給与計算事務など、内部管理事務等における定型業務についてアウトソーシングを進め、企画立案業務への人的配置の重点化を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 財務指標の設定

計画的で健全な財政運営を行うため、自己収入比率等の財務指標を設定する。

※ 自己収入率 (%) = [自己収入 / 収入全体] × 100

(2) 外部資金に関する情報収集・学内周知の実施

外部資金に関する情報収集，学内周知に努め，その増加に積極的に取り組む。

(3) 共同研究・科学研究費補助金等申請の促進

幅広い分野との共同研究の促進や科学研究費補助金等の申請に積極的に取り組む。

数値目標 科学研究費補助金等申請件数

18～23年度比10%増（24～29年度）

(4) 寄付金の募集

寄付金募集のための仕組みを整備し，積極的に募集活動を行う。

(5) 民間企業等との協力による展覧会等の実施

民間企業等との協力による展覧会や演奏会等の事業を開催する。

数値目標 民間企業等との協力による事業の実施数

6事業（23年度）→10事業（29年度）

(6) 各種基金や財団等の活用

各種基金や財団，国の予算を活用した外部資金の獲得に努める。

(7) 創作活動に対する科学研究費補助金創設に向けた取組

作品制作や演奏等の学術的評価の確立を図るため，創作活動に対する科学研究費補助金の創設について，国へ要望する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の効率化

警備業務委託や清掃業務委託等における複数年契約の導入など，業務委託に係る契約方法の見直しにより，管理的経費の効率化に努め，教育研究の質の向上に充てる。

(2) 物品購入経費の効率化

インターネットの活用など，共通使用物品等の調達方法を多様化し，最適な購入方法を選択することにより，部局ごとに購入経費の効率化に努め，教育研究の質の向上に充てる。

(3) 大学運営の効率化

人員の適正配置や柔軟な事務局体制の構築により，効率的な大学運営を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 収蔵品のデータベース化

ホームページ上に掲載している収蔵品のデータベース化を更に進めるとともに適宜更新し、継続的な有効利用を図る。

(2) 図書館等の運営の改善

図書館等の大学施設の運営について、利用者の声を聴き、ニーズに応じて改善する。

数値目標 附属図書館への入館者数

32,345人(22年度) → 38,000人(29年度)

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価のための体制の構築

自己点検・評価を実施する全学的な体制を構築する。

(2) 評価結果の公表

評価結果をわかりやすくホームページ等に掲載し、学生及び市民に広く公表する。また、芸術大学の特性を踏まえ、長期的視点に立ちつつも、達成状況が学生や市民にわかりやすい目標を設定するよう検討を行う。

(3) 評価項目や評価基準の点検・検討

芸術大学の特性を踏まえた自己点検・評価ができるように、評価項目や評価基準の点検・検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 広報機能の強化

京都芸大における教育、研究等に関する様々な情報を最大限活用し、京都芸大をより身近に感じてもらえる効果的な広報を行うため、広報機能を強化する。

(2) 広報業務経験者の採用

広報活動を広く展開するため、広報業務経験者を採用する。

(3) ホームページの充実

大学の教育研究内容を海外も含めて広く発信するため、ホームページを充実する。

数値目標 ホームページアクセス数及びfacebookインプレッション数

1,295,150件(22年度) → 2,500,000件(29年度)

(4) 広報誌の充実

これまで以上に広く、効果的に大学情報を広報するため、「芸大通信」の発行部数を増やすなど、広報誌を充実する。

第5 その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設整備のあり方について、京都芸大の施設が抱えている様々な課題を改善し、大学に期待される役割を十分果たしていくため、キャンパスの市内中心部への全面移転を基本に検討し、整備構想を策定する。また、その間、現在地での施設機能を維持するため、適切な改修、補修を実施する。

2 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置

同窓会組織・保護者組織、民間団体等との連携強化を図るとともに、新たな大学支援組織の開拓に努める。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 学生及び教職員の安全と健康の確保

学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な学内環境の形成を促進するため、労働安全衛生法等関係法令を踏まえた安全衛生管理体制を構築し、安全衛生対策に取り組む。

(2) 安全管理に対する意識の向上

学生及び教職員に対し、作品や楽器等の重量物や加工機器等の扱いに関する指導を徹底するなど、安全管理に対する意識の向上を図る。

(3) 全学的な危機管理体制の構築

災害、事故、犯罪等に対応できるように、危機管理担当理事を中心とした全学的な危機管理体制を構築し、危機管理対策に取り組む。

4 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

(1) 法令遵守への意識の向上

教職員の法令遵守への意識の向上を図るため、研修や啓発等の取組を定期的実施する。

数値目標 法令遵守に関する研修の実施回数 2回（毎年度）

(2) 会計規則等の周知徹底等

会計処理の適正を期すため、会計規則等の周知徹底や効果的な内部監査を実施する。

(3) 学生や教職員の人権保護

学生や教職員の人権を保護するため、キャンパスハラスメント等、人権侵害の防止と人権侵害からの救済について円滑かつ迅速に対応できる体制を構築し、研修会等の開催を通して人権意識の啓発を図る。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

予定なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第10 その他

1 施設・設備に関する計画

第5 1「施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

2 人事に関する計画

第2 3「教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

*1 チュートリアル・システム

チュートリアルとは、大学等で、一人ひとりの学生に対し、教員が目標を達成するための個人指導を行うことを指す。美術学部では、各学生の研究計画に基づいて、教員が研究内容や進捗よく状況等を把握しながら、制作の総合的なアドバイスや指導を行う密度の高い教育を実践している。

*2 飛び級入学制度

特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

*3 サバティカル制度

大学に勤務する教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、教員が従事する職務を一定期間免除し、自らの研究に専念させる制度。

*4 リカレント教育

社会に出てからも学校又は教育・訓練機関に戻ってくるのが可能な教育システムのこと。知識や技術の急速な陳腐化と増大への対応、学校教育の急速な発展に伴い生じた世代間の学歴差の縮小等が中心的な理念とされている。

(別紙)

第6 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1 予算

平成24年度～平成29年度 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 9,022 |
| 授業料等収入 | 4,115 |
| 受託研究等収入及び寄附金 | 115 |
| その他収入 | 79 |
| 計 | 13,331 |
| 支出 | |
| 人件費 | 10,627 |
| 教育研究費 | 978 |
| 受託研究費及び寄附金事業等 | 115 |
| 一般管理費 | 1,611 |
| 計 | 13,331 |

(注1) 運営費交付金は、一定の仮定のもとに試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

(注2) 退職手当については、公立大学法人京都市立芸術大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

2 収支計画

平成24年度～平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 費用の部 | 13,401 |
| 経常費用 | 13,351 |
| 業務費 | 13,301 |
| 教育研究経費 | 948 |
| 受託研究等経費 | 115 |
| 人件費 | 10,627 |
| 一般管理費 | 1,611 |
| 財務費用 | 0 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 50 |
| 臨時損失 | 50 |
| 収入の部 | 13,401 |
| 経常利益 | 13,351 |
| 運営費交付金収益 | 8,992 |
| 授業料等収益 | 4,115 |
| 受託研究等収益（寄附金を含む） | 115 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 79 |
| 資産見返負債戻入 | 50 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 20 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 30 |
| 臨時収益 | 50 |

3 資金計画

平成24年度～平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|--------|
| 資金支出 | 13,716 |
| 業務活動による支出 | 13,301 |
| 投資活動による支出 | 30 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 385 |
| 資金収入 | 13,716 |
| 業務活動による収入 | 13,716 |
| 運営費交付金収入 | 9,022 |
| 授業料等収入 | 4,115 |
| 受託研究等収入 | 115 |
| その他収入 | 464 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期目標期間からの繰越金 | 0 |

(注) その他の収入には、京都市から引き継ぐ京都市立大学奨学基金30百万円及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金355百万円を含むが、当該基金は中期目標期間を越えて繰り越す予定である。